

# マネジメントリポート

2008年 4月

## 今回のテーマ： 内部統制報告制度スタート

---

2008年4月から、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度が開始されました。

### 1. 内部統制報告制度とは

内部統制報告制度とは、経営者自らが財務報告を正しく作成するための社内チェック体制が有効に機能しているか評価し報告する制度です。経営者は、評価結果を記載した「内部統制報告書」を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けることになります。

### 2. 取組み・準備状況のアンケート結果

社団法人日本監査役協会は、「財務報告に係る内部統制報告制度」に関するインターネット・アンケート調査結果（1,456社から回答）を4月3日付けで公表しました。（アンケート調査結果は同協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp> を参照下さい。）

#### 1) 適用初年度の準備状況に関する回答

制度開始までに十分対応可能（初年度より、未解消の「重要な欠陥」はない見込み）が  
1,121社（77.0%）

制度開始までには十分な対応ができず、初年度は「重要な欠陥」が残る可能性が高いが180社（12.4%）

制度開始までに間に合わず、内部統制監査で限定意見あるいは意見不表明となることが相当程度懸念されるが27社（1.9%）

「重要な欠陥」があってもそれだけでは、金融商品取引法違反とはならず、罰則の対象にもなりません。罰則の対象となるのは内部統制報告書の重要な事項について虚偽の記載をした場合です。（金融商品取引法197条の2）又「重要な欠陥」は上場廃止事由にもなりません。（東証上場制度総合整備プログラム2007）

#### 2) 整備・運用の準備段階での継続的改善を必要とすると認識した具体的事項に関する回答

文書化について（範囲の過不足、内容の過不足、有効性評価のための証跡の残し方等）・・・  
550社（37.8%）

人的資源の育成・確保（経理部門、内部監査部門等）・・・515社（35.4%）

業務プロセスにおける主要な統制上の手続（キーコントロール）の設定・・・456社（31.3%）

初めての内部統制報告制度に当たり、課題となるのは「内部統制の評価方法」といわれています。内部統制評価の判断基準は、各社で設定します。新制度における評価方法の判断基準のレベル設定はむずかしいと考えられるため、事前に担当会計士・監査法人と協議（内部統制の評価方法、キーコントロールの設定、作業日程等について）する必要があるようです。

### お見逃しなく！

内部統制の整備・運用には、画一的なアプローチは存在しません。内部統制はプロセスであり、問題点（重要な欠陥）があれば、その都度、是正していくことが重要です。期末日までに問題点が是正されていれば内部統制は有効です。